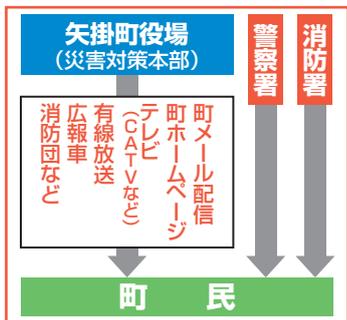




いざというとき

地域の情報

情報の伝達経路



避難指示等の種類

避難準備情報 人的被害の発生する可能性が高まった状況 (お年寄りや子供の避難開始)
避難勧告 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
避難指示 人的被害の発生する可能性が非常に高い状況

町からの避難情報(例)

〇〇地区の皆さん
災害が発生する危険性が高まっています。
避難の準備をしてください。

〇〇地区の皆さん
〇〇川の堤防が決壊する恐れがあります。
すみやかに避難をはじめてください。

〇〇地区の皆さん
〇〇川の堤防が決壊する危険があります。
ただちに避難してください。

くろがね

自宅の風水害危険度を知る

自宅の風水害危険度を知るためには、土砂災害・洪水ハザードマップが役立ちます。ハザードマップは町が配布している「防災ガイドブック」に付属しているほか、町のホームページでもご覧いただけます。



矢掛町情報配信メール

(ご利用には事前登録が必要です。)

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ■ 防災情報 | 気象情報・地震情報・避難情報
道路通行規制の情報 等 |
| ■ 防犯情報 | 不審者情報・凶悪事件の発生 |
| ■ 火災情報 | 火災の発生・鎮火 |
| ■ その他の緊急情報 | 食中毒の発生・断水情報 等 |
| ■ 町からのお知らせ | |

伝達内容

登録方法

- ①「e-yakage@xpressmail.jp」に空メールを送信(右のQRコードをご利用ください)
- ②登録メールの受信
- ③設定&登録完了
(受信したい情報や地域を選択)
※登録料は無料ですが、通信費等は利用者の負担になります。



緊急速報メール

緊急速報メール(エリアメール)からの情報伝達について

気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに携帯電話で受信することができます。

※機種によっては受信できないことがあります。その場合は、契約先の携帯電話会社にお問い合わせください。



伝達内容 ①緊急地震速報 ②津波警報 ③災害・避難情報

広告



- 土木建築資材の販売 ● カーポート・フェンス工事
- 舗装工事

株式会社 トキ

〒714-1226 岡山県小田郡矢掛町江良765-1

TEL (0866) 82-3241(代)

FAX (0866) 82-3240

自社工場だからバッチリ！ 技術と安心

新車・中古車・販売・整備・钣金
一日車検・各種保険



カーライフアドバイザー
有限会社 **くろがねオートセンター**

矢掛町小林 78-1

TEL.0866-82-0210

FAX.0866-82-1169



自主防災組織活動支援事業

自治会、町内会、地域団体など自主的に防災活動を行う組織に対して30万円を上限に補助金を交付します。大災害が発生したときは、地域ぐるみの協力体制が重要となります。自主防災組織を結成し、地域の防災意識を高めましょう。

☎ 総務企画課 行政情報係 ☎82-1010

要援護者避難支援について

災害時要援護者とは、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、児童、疾病者、外国人など、日常的に支援の必要な人や避難行動等に困難が生じる人など、自力での避難が困難な人をいいます。

日頃から、日常の挨拶や地域行事への参加などを通じてお互いにコミュニケーションを深め、災害発生時には、その人の状態に応じた配慮や支援ができる体制を整えておきましょう。



「自助・共助・公助」について

自主防災の必要性について

大規模な災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは、十分な対応ができない可能性があります。そのような場合、住民が協力して、地域ぐるみで取り組むことが重要になります。

災害の被害を軽減するためには、「自助・共助・公助」が不可欠です。



NTT災害用伝言ダイヤル

NTT災害用伝言ダイヤル「171」の使い方

災害発生時に被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合にはNTTの災害用伝言ダイヤルが稼働します。事前の契約は不要で、家族や友人などが被災した場合の安否の確認や連絡に活用できます。

※大規模災害発生時には携帯電話各社が提供する災害用伝言サービスも利用できます。



録音方法

171 ▶ 1 ▶ 0866 XX XXXX ▶ 録音
案内放送が流れます 自宅または連絡を取りたい被災地の人の電話番号 案内に従って行う

再生方法

171 ▶ 2 ▶ 0866 XX XXXX ▶ 再生
案内放送が流れます 自宅または連絡を取りたい被災地の人の電話番号 案内に従って行う

※市外局番からダイヤルしてください。

雨の降り方と強さ

1時間雨量	10mm以上～20mm未満	20mm以上～30mm未満	30mm以上～50mm未満	50mm以上～80mm未満	80mm以上～
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメージ	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	息苦しくなるような圧迫感がある恐怖を感じる
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内(木造住宅を想定)	雨の音で話し声が良く聞き取れない	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のようになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
車に乗っていて	車間距離をとるなど注意する必要がある	ワイパーを速くしても見づらい	車の運転は危険		
災害発生状況	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要	側溝や小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要	排水口から水が噴出する土石流が起こりやすい多くの災害が発生する	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

広告

建設業 土木一式 設計 施工
水道工事一式



株式会社 **横畑組**

代表取締役 横畑 英夫

矢掛町横谷112

TEL.0866-82-1410
夜間TEL.0866-82-3141

KASHIWAGI

株式会社 **柏木**

三菱自動車部品製造



代表取締役社長 木村 隆

矢掛町横谷4096番地

TEL (0866) 82-0287

鳥越米店

矢掛町小林14-1

キロ数に関わらず

町内全域配達も出来ます

電話注文 **0866-82-0091**

携帯電話 090-4694-5249





届出・登録・証明

戸籍の届出

閩 町民課 窓口係 ☎82-1011

出生届

生まれた日を含め14日以内

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、本籍地、出生地

📁 お持ちいただくもの

- 出生証明書
- 届出人(父または母)の印鑑
- 母子健康手帳



婚姻届

受理した日から効力を生じる

届出人 夫・妻になる人

届出地 現在地(住所地)、本籍地

📁 お持ちいただくもの

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の人のみ)
- 夫妻(旧姓)の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

離婚届

受理した日から効力を生じる
(協議離婚の場合)

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、本籍地

📁 お持ちいただくもの

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の人のみ)
- 届出人の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

死亡届

死亡したことを知った日から7日以内

届出人 親族など

届出地 届出人の現在地(住所地)、死亡者の本籍地、死亡地

📁 お持ちいただくもの

- 死亡診断書または死体検案書
- 届出人の印鑑
- 斎場使用料



確認していただくこと

- 告別式の日時、場所
- 喪主の氏名、住所、連絡先の電話番号、死亡者との続柄
- 斎場の予約時間
- 斎場の待合室(和室または洋室)希望の有無
- 斎場での焼香台の希望(仏式・神式・その他)
- 心臓ペースメーカーの装着の有無
- 新聞社等への公表希望の有無
- 死亡者の公職の有無

📌 届出に伴う手続き色々

- 印鑑登録 P27 ▲
- 妊婦健康診査受診券 P30 ▲
- 児童手当・児童扶養手当 P32 ▲
- 保健・予防接種 P33,34 ▲
- 保育園 P34,35 ▲
- 幼・小・中学校、学童保育 P35 ▲
- 町税・納税 P36,37 ▲
- 国民健康保険 P38,39 ▲
- 医療費の助成 P39,40 ▲
- 後期高齢者医療 P40 ▲
- 国民年金 P41 ▲
- 介護保険 P44 ▲
- 身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳 P47 ▲
- その他

・死亡後の手続き

詳細については、届出時にご説明します。

町民課窓口係 ☎ 82-1011

・運転免許証

井原警察署 矢掛幹部派出所 ☎ 82-0110

・自動車保管場所(車庫証明・届出)

井原警察署 矢掛幹部派出所 ☎ 82-0110

上記に該当のある人は、それぞれのページに進み、手続きなどを確認してください。

広 告



コスメティック&ブティック&エステ

はなの HANANO

小田郡矢掛町矢掛3157
TEL.0866-82-0246

安全・安心な農産物を提供します

◆矢掛宿場の青空市 きらり◆

小田郡矢掛町本堀1109-1 TEL0866-82-5330
営業時間/9:00~16:00
休業日/年末年始



倉敷かさや農業協同組合
〒710-0807 倉敷市西阿知町1040-5
http://www.oy-ja.or.jp/~yg/



転入届

住み始めた日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の人、
代理人(委任状が必要)

届出地 役場町民課

📁 お持ちいただくもの

- 転出証明書 ● 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の人は在留カードまたは特別永住者証明書
- 住基カード(お持ちの人のみ)

転出届

転出前または転出した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の人、
代理人(委任状が必要)

届出地 役場町民課

📁 お持ちいただくもの

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 住基カード(お持ちの人のみ)
- 印鑑登録証
(お持ちの人のみ)

転居届

転居した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の人、
代理人(委任状が必要)

届出地 役場町民課

📁 お持ちいただくもの

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の人は在留カードまたは特別永住者証明書
- 住基カード(お持ちの人のみ)

世帯変更届

変更した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の人、
代理人(委任状が必要)

届出地 役場町民課

📁 お持ちいただくもの

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出に伴う手続き色々

- 印鑑登録 P27 ▲
 - 妊婦健康診査受診券 P30 ▲
 - 児童手当・児童扶養手当 P32 ▲
 - 保健・予防接種 P33,34 ▲
 - 保育園 P34,35 ▲
 - 幼・小・中学校、学童保育 P35 ▲
 - 町税・納税 P36,37 ▲
 - 国民健康保険 P38,39 ▲
 - 医療費の助成 P39,40 ▲
 - 後期高齢者医療 P40 ▲
 - 国民年金 P41 ▲
 - 介護保険 P44 ▲
 - 身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳 P47 ▲
 - 水道 P51,52 ▲
 - その他
 - ・ごみの出し方について P50 ▲
 - ・飼い犬の登録 P53 ▲
 - ・運転免許証
井原警察署 矢掛幹部派出所 ☎82-0110
 - ・自動車保管場所(車庫証明・届出)
井原警察署 矢掛幹部派出所 ☎82-0110
- 上記に該当のある人は、それぞれのページに進み、手続きなどを確認してください。



届出・登録・証明

広 告

矢掛屋の宴処



各種ご宴会等承ります

矢掛町矢掛 2562-1

◆ご予約・お問い合わせは (矢掛本館) ☎0866-82-0111



窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。



本人確認書類一覧表 (有効期限内のもの。住所が記載されているものは住民登録されている住所)

	分類1 (写真付)	分類2	分類3
証明書類の名称	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 旅券(パスポート) ● 国または地方公共団体の機関が発行した免許証など(写真付き) ● 住基カード(写真付き) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各健康保険被保険者証 ● 年金手帳 ● 年金証書 ● 各種医療受給者証等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生証(写真付き) ● 法人発行の身分証書(写真付き) ● 分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付き)
戸籍関係	上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認
住民票関係	分類1、分類2の中から1点。		

戸籍・住民票関係の発行

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票の写し	★ 1通 200円	● 本人・世帯員の場合 ・本人確認書類 ・印鑑 ● 代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ・印鑑
住民票記載事項証明書	1通 200円	
印鑑登録証明書	★ 1通 200円	印鑑登録証、窓口に来られる人の本人確認書類と印鑑をご持参ください。
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	窓口に来られる人の本人確認書類、印鑑をご持参ください。 ● 戸籍に記載されている人などによる請求…請求事由不要 ● 第三者請求…請求事由必要 ・委任状が必要です。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。 ※本籍地の市区町村で発行します。
除籍全部・個人事項証明書(除籍謄本・抄本)	1通 750円	
改製原戸籍謄本・抄本	1通 750円	
戸籍の附票	1通 200円	
身分証明書	1通 200円	● 本人の場合 ・本人確認書類 ・印鑑 ● 代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ・印鑑 ※本籍地の市区町村で発行します。※請求事由が必要です。

★印については、業務時間外(夜間・休日)も対応しています。(詳しくはP.28窓口案内をご覧ください)

税関係の証明書の発行

	証明書の種類	内容	手数料
住民税	所得証明書	所得金額の証明	1通 200円
	課税証明書	所得金額、所得控除および税額の証明	1通 200円
	非課税証明書	課税されていない証明	1通 200円
固定資産税	評価証明書	資産の評価額の証明	1通 200円
	公課証明書	課税標準額、税相当額の証明	1通 200円
	名寄帳の写し	納税義務者の資産の一覧	1件 200円 +コピー料
	住宅用家屋証明書	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明	1通 1,300円
納税	納税証明書	納められた税額の証明	1通 200円
	完納証明書	全ての税目において未納がないことの証明	1通 200円
	軽自動車税継続検査用	軽自動車税の未納がないことの証明	無料

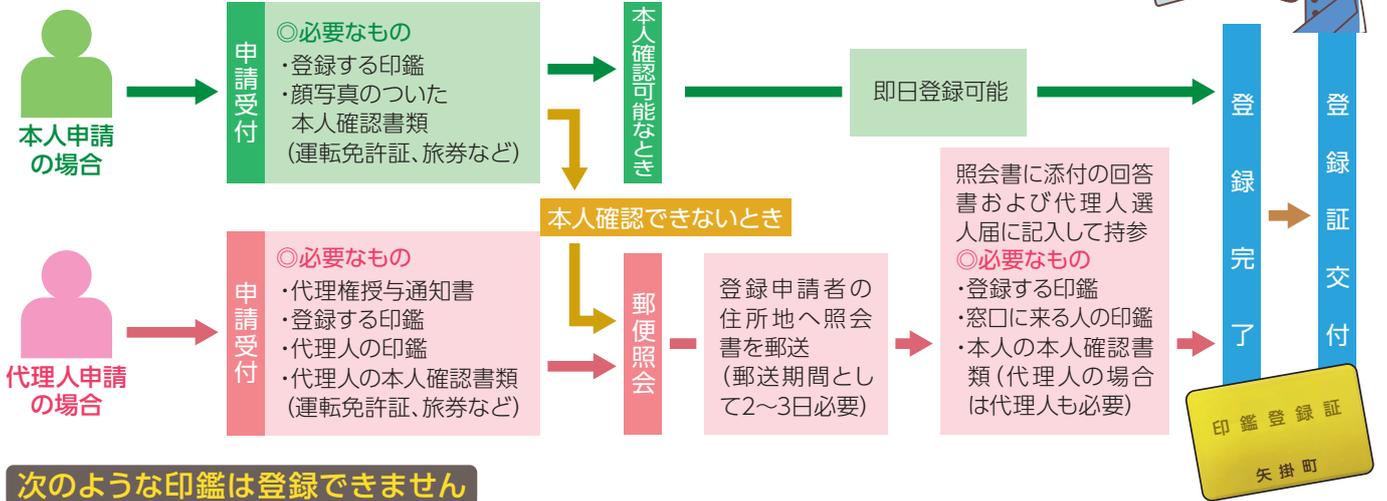


誰でも登録できるの？

矢掛町で住民登録をしている人が、一人につき1本だけ登録できます。
15歳未満の人、成年被後見人の人は登録できません。転出・死亡すると失効します。



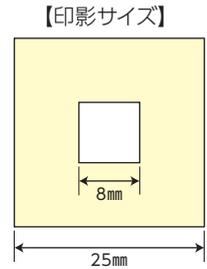
印鑑登録の流れ



届出・登録・証明

次のような印鑑は登録できません

- 同世帯員が既に登録しているもの
- 住民基本台帳に記載されている氏名以外を表しているもの
- ゴム印など変化しやすいもの
- 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まってしまうもの、一辺の長さ25mmの正方形に収まりきらないもの
- 印影が不鮮明なもの(外枠がない、摩滅している、文字が切れている)
- その他、登録することが適当でないもの



印鑑登録証明書の発行



⚠ 実印・印鑑登録が盗難、紛失にあったら

盗難、紛失した場合は、悪用される危険性がありますので、直ちに廃止手続きをしてください。
今までの印鑑登録を廃止して、必要があれば改めて印鑑登録の手続きができますが、手数料が300円かかります。

MEMO

.....

.....

.....

.....



パスポート(旅券)の申請および交付

☎ 町民課 窓口係 ☎82-1011

パスポートには有効期限が10年と5年の2種類あります。

受付窓口
役場



有効期間10年

※申請時に20歳以上の人のみ申請可能。



有効期間5年

※申請時に20歳未満の人は、5年のパスポートのみ申請可能。

申請

新規申請

◎必要なもの

- ・一般旅券発給申請書1通
- ・戸籍謄本または戸籍抄本1通(6か月以内に作成されたもの)
- ・写真1枚(6か月以内に写されたもの。ふちなし、無帽、無背景で規格にあったもの)
- ・本人確認書類(代理申請の場合、申請者・代理者の両方必要)
- ・印鑑 ・前回のパスポート(該当者のみ)

切替 新規申請

◎必要なもの

- ・一般旅券発給申請書1通
- ・有効期間のあるパスポート
- ・写真1枚(6か月以内に写されたもの。ふちなし、無帽、無背景で規格にあったもの)

申請日
から
8営業日
以降

交付



受け取りができるのは年齢に関係なく本人のみです。

◎必要なもの ・一般旅券受領証 ・手数料 ・印鑑

■手数料

	10年旅券	5年旅券	
		12歳以上	12歳未満
収入印紙	14,000円	9,000円	4,000円
県証紙	2,000円	2,000円	2,000円
合計	16,000円	11,000円	6,000円

※有効期間が1年以上残っていても、パスポートの記載事項に変更が生じた場合は、記載事項変更旅券の申請を行うことができます。詳しくはお問い合わせください。

その他窓口で取り扱うこと

☎ 町民課 窓口係 ☎82-1011

自動車臨時運行の許可

自動車・バイクの回送に必要な仮ナンバーの申請を受け付けます。

- ◆必要なもの 印鑑、自動車損害賠償責任保険証明書(有効期間内のもの)、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- ◆手数料 750円/件

原動機付自転車などの手続き

バイク、乗用農機具などのナンバープレートを交付します。

	必要なもの
新規登録	印鑑、販売証明書
名義変更	印鑑、譲渡証明書
廃車	印鑑、ナンバープレート
ナンバープレート紛失	印鑑、紛失届、プレート番号が分かるもの

窓口案内

☎ 町民課 窓口係 ☎82-1011

業務時間外の証明書発行

住民票の写し、印鑑登録証明書の発行は、業務時間(8:30~17:15)外でもできます。(土・日・祝日も可能です。)

各種証明書は、郵送で請求できるものもあります

便箋などに本籍や住所、戸籍筆頭者と必要な人のお名前または世帯主と必要な人のお名前、必要な証明書名と枚数、請求理由、請求者の住所・氏名(認印の押印)・続柄・電話番号などを明記し、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)の写しを添付のうえ、手数料分の定額小為替(無記名のもの)と切手を貼った返信用封筒を同封して請求してください。(ホームページに郵便による請求書の様式あり) ご注意点については、お問い合わせください。





定住促進

矢掛町では、住みやすいまち・住んでよかったまちを目指して各種助成金等を設けています。交付要件等の詳細はお問い合わせください。なお、着工前に申請が必要なものもありますので、事前にお問い合わせください。



定住促進助成金

町内へ住宅を新築する際に、建築費用の一部を助成します。

対象者

矢掛町に10年以上住むために住宅を新築する人で、その経費が500万円以上の人

助成対象者	助成額
住宅建築に係る工事契約日に満40歳以下の人	新規住宅建築費用の10分の1で、100万円を限度とする。ただし、本町に新しく移住した人は120万円を限度とする。
住宅建築に係る工事契約日に満40歳を超える人	新規住宅建築費用の10分の1で、50万円を限度とする。ただし、本町に新しく移住した人は60万円を限度とする。

※上記に加え、新築した住居に居住する人が3世代世帯の場合には、30万円を上乗せします。

問合せ 総務企画課 企画係 ☎82-1010

住宅団地促進助成金

民間業者が販売する3区画以上の分譲地を購入された際に、矢掛町土地開発公社が販売する分譲地の購入特典と同じ内容を助成します。

問合せ 総務企画課 企画係 ☎82-1010

矢掛町土地開発公社分譲地

矢掛町土地開発公社が分譲する土地を購入し住宅を新築する際に、購入特典があります(最大で540,400円)。

- ・上水道加入負担金
- ・公共下水道受益者負担金または農業集落排水処理施設加入負担金
- ・矢掛放送CATV加入金を土地開発公社が負担
- ・購入者に0歳～小学6年生までの子どもがいる場合は、土地代金を1割引

問合せ 矢掛町土地開発公社 ☎82-1010

空き家改修補助金

町内の空き家を利用して居住または店舗利用する場合に、改修費の一部を補助します。

対象者 空き家の所有者および利用者

金額 改修費の50%(上限150万円)

※要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 産業観光課 地域振興係 ☎82-1016

UIJターン者定住促進奨励金

平成27年3月以降に矢掛町に住居登録を行ったUIJターン者に、転入から1年経過後、最大で5万円の奨励金を交付します。※転勤・研修等の一時的な転入および施設入所は対象となりません。

対象者・奨励金額

対象者	岡山県外からの転入	岡山県内からの転入
同時に転入する家族を有する20歳以上65歳以下のUIJターン者	5万円	3万円
単身の20歳以上65歳以下のUIJターン者	3万円	2万円

問合せ 町民課 窓口係 ☎82-1011

結婚祝金

対象者

婚姻届が受理された日に婚姻者両方の年齢が満50歳未満で、婚姻者の両方またはどちらか一方が婚姻届受理後2か月以内に住民基本台帳法に基づき本町に住所を有し、かつ、引き続き6か月以上居住している人

金額 1組につき5万円

問合せ 町民課 窓口係 ☎82-1011

住宅リフォーム補助

町内施工業者を利用して実施する住宅リフォーム工事の費用の10%(上限20万円)を補助します。

問合せ 建設課 管理住宅係 ☎82-1014

建築物耐震診断等事業費補助

建築物の耐震診断を実施する所有者に対して、その費用の一部を補助します。

問合せ 建設課 管理住宅係 ☎82-1014

木造住宅耐震改修事業費補助

耐震化工事に要する費用の50%(上限100万円)を補助します。

問合せ 建設課 管理住宅係 ☎82-1014



定住促進





子育て・教育

子育てサポートカレンダー

就学までの成長にあわせたサポートカレンダーです。
忘れないようにチェックしましょう。

妊娠がわかったら 赤ちゃんが生まれたら 2か月 3か月

届出など



P.30 母子健康手帳

●受診票



P.31 出生届



手当・助成
など



P.30 妊婦一般健康診査

P.30 妊婦歯科健康診査

P.31 妊婦健診支援事業



P.31 出産育児一時金



P.32 小児医療費助成

P.32 未熟児養育医療給付



P.32 誕生祝金

P.31,32 各種手当・制度

HELP!

P.30 乳児一般健康診査

※1歳の誕生日前日までに

保健・相談
教室など



P.32 児童手当



P.33 訪問指導

●こんにちは赤ちゃん訪問

※生後3~12月(1歳)に至るまで

BCG

ヒブ

※生後2~60月(5歳)に至るまで

小児用肺炎球菌

※生後2~60月(5歳)に至るまで

4種混合

※生後3~90月(7歳6か月)に至るまで

定期
予防接種



定期予防接種の開始月齢のみ示しています。

P.34 予防接種

届出など

母子健康手帳



妊娠したら、早めに母子健康手帳をもらいましょう。妊娠中の記録、出産の状況、子どもの成長、予防接種の状況などの記録が書き込める大切な手帳です。

交付場所 保健福祉課健康管理センター

必要な書類

●妊娠届出書(交付場所に置いてあります)

問合せ 保健福祉課 健康管理センター ☎82-1013

母子健康手帳をなくしたら

手帳を紛失してしまったら、保健福祉課健康管理センターに相談してください。再発行します。

手当・助成など

妊婦・乳児一般健康診査

妊娠中に最大14回健康診査にかかる費用の一部補助を行っています。また、乳児(1歳未満)の間に医療機関で、最大3回健康診査が受診できます。

受診時には

- 妊婦一般健康診査受診票または乳児一般健康診査受診票を切りとり、必要事項を記入して、母子健康手帳を添えて医療機関の受付に提出してください。
- 県内のほとんどの産婦人科・小児科医療機関で利用できます。医療機関におたずねください。
- 県外の医療機関での受診を希望する人は、保健福祉課健康管理センターにおたずねください。

問合せ 保健福祉課 健康管理センター ☎82-1013

手当・助成など

妊婦歯科健康診査

妊娠中に1回、町内歯科医院(P.58)で無料で歯科健康診査を受けることができます。

問合せ 保健福祉課
健康管理センター
☎82-1013



小児救急
電話相談

P.33

子育て支援施設
について

P.33

4か月

1歳

3歳

就学

(6か月以上)
保育園へ入園できます

P.34 保育園

小学校への入学

P.35 入学準備

P.35 ちょっと子どもを預かってほしい

●延長保育 ●一時保育

HELP!

P.32,33 ひとり親家庭

HELP!

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療費の助成
- 資金貸付制度
- ひとり親自立支援相談

P.35 就学援助制度

P.33 幼児健康診査

A B C

離乳食教室・育児相談

- A 1歳6か月児健診 個別通知
- B 2歳児歯科健診 個別通知
- C 3歳児健診 個別通知

水痘

※生後12～36月(3歳)に至るまで

麻疹風しん(1期)

※生後12～24月(2歳)に至るまで

麻疹風しん(2期)

※小学校入学前の1年間(年長児)

日本脳炎

※2期接種の時期に注意



👉 手当・助成など

妊婦健診支援事業

妊婦さんが安心して出産を迎えられるように、妊婦健診に係る助成金を交付します。

対象者

矢掛町に住所があり母子健康手帳の交付を受けた人で、世帯全員が町税および町へ納入すべき納付金を完納している人

助成額

5万円

問合せ

保健福祉課 健康管理センター ☎82-1013

👉 届出など

出生届



出生届は、生まれた日を含めて14日以内に提出することが法律で定められています。届出のできる場所は、本籍地または所在地、赤ちゃんの出生地です。

必要な書類

- 出生証明書
- 母子健康手帳
- 父または母の印鑑

問合せ

町民課 窓口係 ☎82-1011

👉 慌てないために

出生届、児童手当の申請は、書類をまとめておくのと何度も役場に行かずに済みます。

必要な書類

- 健康保険証
- 通帳
- 印鑑

👉 手当・助成など

出産育児一時金



出産育児一時金は、出産された人が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている人

出産一時金として42万円を支給します。原則として、国保から医療機関へ直接支払われます。

問合せ 町民課 国保消費生活係 ☎82-1011

👉 国民健康保険以外の保険加入者

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

👉 届出など

定期予防接種



予防接種は、一人一人が健康状態の良いときに接種できるよう、県内の医療機関で個別に行っています。出生届時に予防接種について説明し、問診票をお渡ししています。決められた回数を望ましい接種時期に受けられるよう計画してください。

必要な書類

- 母子健康手帳
- 予防接種問診票(病院にもおいてあります)

問合せ 保健福祉課 健康管理センター ☎82-1013

👉 県外の医療機関で接種を希望する場合

県外の医療機関で予防接種を希望する場合は、予防接種依頼書が必要です。詳しくは保健福祉課健康管理センターにお問い合わせください。



手当・助成など

小児医療費の助成

子どもが医療機関にかかった時、保険診療での医療費の自己負担分を助成します。

対象者

矢掛町に住民登録があり、健康保険に加入している中学3年生までの人(満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで) ※生活保護受給者は対象外。

自己負担割合

入院・外来	無料
-------	----

※保険診療での医療費が一定以上の額を超えた場合、加入している医療保険へ高額療養費を申請し、決定後に残りを町で助成します。

必要な書類

●対象児童の健康保険証 ●印鑑

問合せ 保健福祉課 子育て支援室 ☎82-1013

手当・助成など

未熟児養育医療給付



入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。申請方法はお問い合わせください。

問合せ 保健福祉課 健康管理センター ☎82-1013

手当・助成など

特別児童扶養手当

精神、知的または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において監護・養育している人に対して支給されます。

障害児福祉手当

心身に重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に対して支給されます。

※申請者とその配偶者・扶養義務者の所得制限があります。※日本国内に住所がないときや、施設に入所しているときなどは対象になりません。

※審査により却下となる場合もあります。

問合せ 保健福祉課 子育て支援室 ☎82-1013

手当・助成など

児童手当・特例給付



対象者

中学校修了までの児童(国内に住所を有する児童で15歳に到達後の最初の年度末まで)を養育している保護者等支給額(月額)

3歳未満	一律 15,000円
3歳～小学校修了まで	第1子・第2子: 10,000円 第3子以降: 15,000円
中学生	一律 10,000円
所得制限以上(当分の間の特例給付)	一律 5,000円

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

●現況届: 毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

問合せ 保健福祉課 子育て支援室 ☎82-1013

手当・助成など

誕生祝金

出生時に矢掛町に住所を有する新生児の親権者に、新生児1人につき第1子・第2子は5万円、第3子以降は10万円を交付します。

問合せ 保健福祉課 子育て支援室 ☎82-1013

手当・助成など

チャイルドシート助成金

矢掛町に居住する乳児のいる保護者に対し、チャイルドシートを購入した場合に助成金を交付します。

助成額

乳児1人につきチャイルドシートの購入に要した額(上限1万円、1,000円未満の端数は切り捨て)が支給されます。

必要な書類

●チャイルドシート購入助成金交付申請書
●チャイルドシートの領収書 ●印鑑 など

問合せ 町民課 住民環境係 ☎82-1011

手当・助成など

遺児激励金

保護者と死別した児童が小・中学校に入学・卒業するときや、小・中学校在学中の児童が保護者と死別したときに、対象となる児童を養育している人に支給します。(激励金は保護世帯および保護世帯に準ずる世帯のみ対象)支給額(1人につき)

入学激励金(小・中学校入学時)	2万円
卒業激励金(中学校卒業時)	2万円
保護者死亡見舞金(小・中学校在学中)	2万円

必要な書類

●印鑑 ●通帳(申請者名義のもの)

問合せ 保健福祉課 子育て支援室 ☎82-1013

ひとり親家庭等の支援

児童扶養手当



父母の離婚などにより父または母と生計を別にしていく児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立の促進を目的として支給されます。

この手当は、請求しないと支給されません。

次のいずれかに当てはまる児童を監護している父または母もしくは父母に代わってその児童を養育している養育者が対象です。

対象となる児童

- ①父母が婚姻を解消した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が政令で定める障がいの状態にある児童
- ④父または母が1年以上にわたり生死不明か、遺棄または法令により拘禁されている児童
- ⑤母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 など

※「児童」とは、18歳の年度末(3月31日)までにある子ども、または20歳未満の一定以上の障がいのある子どもをいいます

●現況届: 毎年8月に「現況届」の提出が必要です。

必要な書類

●手当を受ける人の支給条件によって添付する書類が異なります。事前にご相談ください。

問合せ 保健福祉課 子育て支援室 ☎82-1013



ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の保険診療での医療費の自己負担分を一部助成します。

対象者

ひとり親家庭の親とその児童、または父母のない児童とその児童を養育している配偶者のない人

※所得税非課税の人が対象です。

※「児童」とは、18歳未満の子。ただし、高等学校などに在学中の場合は、20歳の年度末まで延長できる場合があります。

自己負担割合

入院・外泊	1割
-------	----

※世帯の所得状況に応じて月額自己負担限度額が設定されています。

必要な書類

- 健康保険証(同一健康保険に加入している人全員の保険証)
- 印鑑
- 戸籍謄本または児童扶養手当証書
- 課税証明書(転入者のみ)
- 在学証明書(高校に在学している場合)

問合せ 保健福祉課 子育て支援室 ☎82-1013

ひとり親家庭等の支援

資金貸付制度

母子・父子家庭、寡婦世帯の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸し付けの受付を行います。

問合せ 保健福祉課 子育て支援室 ☎82-1013

ひとり親家庭等の支援

ひとり親自立支援相談

ひとり親家庭での悩みごとについて、専門の相談員が相談に応じます。

問合せ 保健福祉課 子育て支援室 ☎82-1013

小児救急電話相談〔無料〕

夜間の子どもの急病時、病院に行った方が良いかどうか、判断に迷った時にご利用ください。小児科医師・看護師が相談に応じます。

- プッシュ回線・携帯電話 **#8000**
- ダイヤル回線・IP電話など **☎086-272-9939**
- ・平日(月～金)午後7時～翌朝8時
- ・土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)午後6時～翌朝8時

休日当番医については、P.43をご覧ください。

母子保健事業

☎保健福祉課 健康管理センター ☎82-1013

事業名	内容
妊産婦・未熟児・新生児・乳児訪問指導	妊産婦・未熟児・新生児・乳児を対象に、保健師が各家庭を訪問し、相談に応じます。
こんにちは赤ちゃん訪問	地域の愛育委員が、ご家庭を訪問し、出産祝いの配布・育児相談・母子保健事業の案内を行います。

矢掛町子育て支援センター

☎矢掛町子育て支援センター ☎82-3866

矢掛町子育て支援センターでは、子育てする皆さんを応援するためさまざまな事業を行っています。

■子育て発達相談(電話・来所)

発達・しつけなど子育ての上で気になることや、言葉などの発達の上で、不自由な思いをしているお子様と保護者の相談に無料で応じます。

と き 月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00

ところ 子育て支援センター

■やかげっ子の会

親子で手遊びなどを楽しんだり、お母さん同士の育児情報交換の場として子育て真っ最中の保護者を応援します。

と き 第3金曜日 10:00～11:30

■子育て支援情報メール

登録者の携帯電話へ、子育て情報(町内の子育てに関する予定やイベント・休日当番医・健康情報など)をメール配信します。

対象者 小学校就学前の児童のいる保護者

登録方法 子育て支援センター、役場保健福祉課で申請用紙により登録手続を行ってください。

幼児健康診査

☎保健福祉課 健康管理センター ☎82-1013

■対象

1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診

※対象児には、個別に通知します。

■受診方法

- お子さんの対象となる健診をご確認ください。
- 予約の必要はありません。直接会場にお越しください。

種類	内容	持ち物
1歳6か月児健診	内科健診・歯科健診・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談	母子健康手帳・問診票
2歳児歯科健診	身体計測・歯科健診・講話・歯科アドバイス・そめ出し	母子健康手帳・問診票
3歳児健診	内科健診・歯科健診・尿検査・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談	母子健康手帳・質問票・目、耳に関するアンケート・尿

各健診日程・時間・場所は、町が毎月発行する広報紙でご確認ください。



特別保育事業

※日曜日・祝日・年末年始を除く

	平日延長 土曜延長 延長保育	一時保育 一時保育	園庭解放 やかげっ子ランド
対象者	現に保育園に入園している児童のうち、保護者の勤務時間や通勤時間のため、通常の保育時間を超えて保育が必要な児童	満1歳以上で保育園に入園していない児童(児童または親族が町内に住民登録をしている場合に限る)	保護者同伴で参加できる児童
利用日・時間	〈保育園の開園日〉 【平日・土曜】18:00~19:00	月に14回を限度として保護者が短期間就労や通院・入院など一時的に家庭で保育できない場合 【平日・土曜】8:30~17:00	原則、月に1回 10:00~11:30 各月・各園により日程が異なります。 〔矢掛町くらしのカレンダー〕を参照してください
料金	200円(日額)	1,800円(日額)	-

教育

☎ 教育委員会 教育課 学校教育係 ☎82-2100

小・中学校に関する手続き

町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。

1月末までに自宅に「就学通知書」をお送りします。

引越した時の手続きの流れ

町外から転入	町内で転居	町外へ転出
転入の手続き ▶▶▶ P.25	転居の手続き ▶▶▶ P.25	転出の手続き ▶▶▶ P.25
教育委員会へ連絡のうえ在籍していた学校から受け取った書類を転学する学校に提出する	在籍していた学校から書類を受け取る	転出先の住所地の教育委員会で転学手続きをする
指定校に転学 ※指定校とは、児童・生徒の保護者の住所地が属する学区により、教育委員会の指定する学校です。		

指定校以外の学校に就学したいとき

特別な事情があると認められた場合は、手続きにより指定校が変更ができます。教育委員会へお問い合わせください。



小・中学校一覧表

小学校

学校名	住所	電話番号
矢掛小学校	矢掛3000-1	82-0042
美川小学校	下高末2686	82-0836
三谷小学校	東三成1423	82-0223
山田小学校	里山田2430	83-0681
川面小学校	西川面1380-1	82-0576
中川小学校	本堀1637	82-3302
小田小学校	小田4212-1	84-8427

中学校

学校名	住所	電話番号
矢掛中学校	矢掛2957	82-0142
小北中学校	笠岡市甲弩1810-3	0865-65-0710

●就学費用のことで困っているとき

経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者へ、世帯の収入額に応じ学用品費・給食費などの一部を援助します。毎年度申請案内を行います。



幼稚園への入園について

小学校入学までの幼児の心身の発達を促し、基本的な生活習慣・態度を育て、豊かな心情や思考力を養います。

幼稚園名	住所	電話番号	定員
矢掛幼稚園	矢掛2535-1	82-3082	140
美川幼稚園	下高末2686	82-1568	70
山田幼稚園	南山田13-2	83-0682	70
川面幼稚園	西川面1376-8	82-1474	70

預かり保育事業

申請することで、幼稚園の終了後、園児を引き続き預かることもできます。各幼稚園にご相談ください。

放課後児童クラブ

町内の小学校に通う児童で放課後の留守家庭のために児童クラブが活動しています。入会等については、お問い合わせください。

☎ 保健福祉課 子育て支援室 ☎82-1013

広告

カネボウ・リサーチ・トワニー化粧品
婦人・紳士用品 カタログギフトの店



カシヨー学生服 小学校・中学校
指定学生服取扱い店

TAISHODO

(大正堂洋品店)

矢掛町小田5526-3
TEL:84-8517 FAX:84-8513 有線:2780



税金

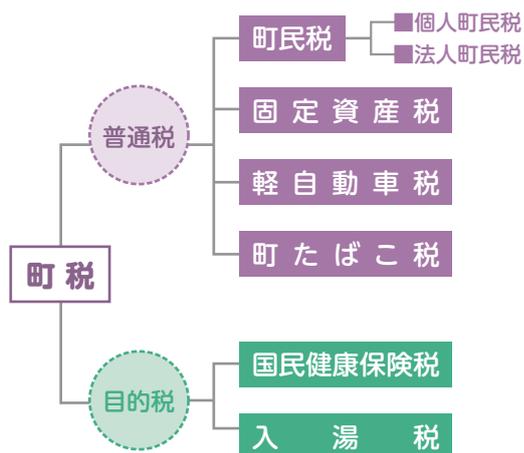
住みよい環境のもとで生活するために、
町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。



町税の仕組み

町税は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



町税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

町税を納付できないときは…

災害や病気、失職などで納税が困難なときには、町民課住民税係・資産税係へご相談ください。
滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

納税の方法

口座振替以外の人には町から納付書を郵送します。
以下の方法により、納期限内に納付してください。

- 1 役場会計課にて納付
- 2 指定金融機関にて
 - 窓口で納付
 - 口座振替で納付

【指定金融機関】

中国銀行・広島銀行・トマト銀行・笠岡信用組合・倉敷かさや農業協同組合

納税は **安心 便利 確実** な
「**口座振替**」がおすすめです!



【指定金融機関】

中国銀行・広島銀行・トマト銀行・笠岡信用組合・倉敷かさや農業協同組合・ゆうちょ銀行

【申込方法】

役場または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」を金融機関へ提出してください。

必要なもの：通帳・通帳届出印

納税のご相談は…町民課 住民税係・資産税係

☎82-1011

広告

植田興業株式会社

岡山県小田郡矢掛町本掘一五九
TEL(0866)830445
FAX(0866)830544



	税金の種類	納税義務者
町 県 民 税	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆様にご負担していただく税金です。	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人など
固 定 資 産 税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です。	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人
軽 自 動 車 税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税金です。	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕など作業用を含む)を所有する人
国民健康保険税	町が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします。	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります。
町 た ば こ 税	たばこの消費に対してかかります。	製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売業者など
入 湯 税	鉱泉(温泉)の入湯客に課税されるものです。	鉱泉浴場の入湯者(日帰り入湯などは免除)

■ 国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について (法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	備中県民局税務部	086-434-7011
国税について (所得税、相続税、贈与税など)	笠岡税務署	(代)0865-62-3111

¥

税金

■ 税に関する証明が必要なとき

税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P.26 ▶

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認書類をお持ちください。



★ ★ M E M O ★ ★

.....

.....

.....

.....

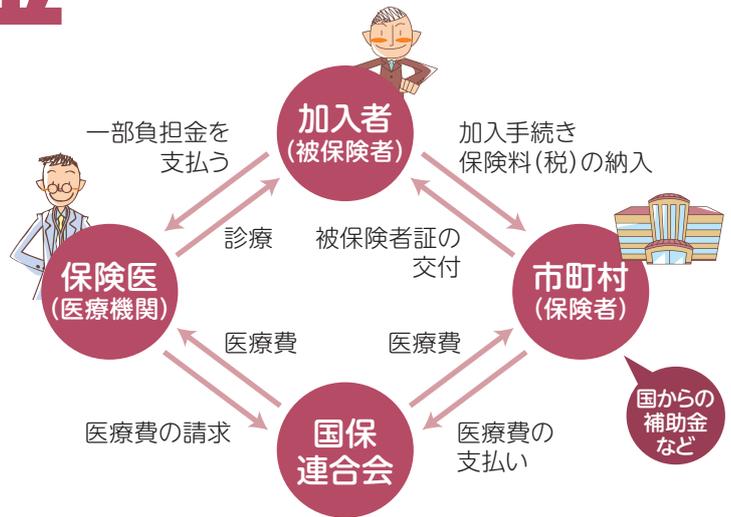




保険・年金

国民健康保険(国保)とは

国民健康保険(国保)とは、会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなが保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。



こんなときは届出を

問 町民課 国保消費生活係 ☎82-1011

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、町民課国保消費生活係へ14日以内に届出をしてください。



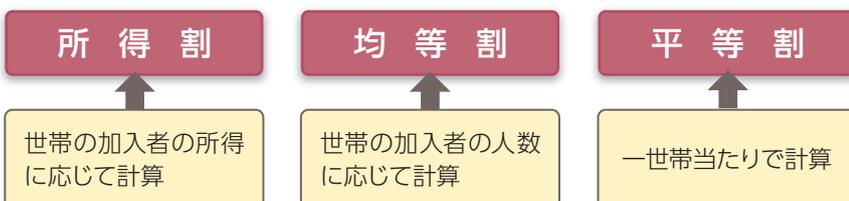
	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	・印鑑 ・転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時)	・印鑑 ・職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)
	子どもが生まれたとき	・印鑑 ・母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	・印鑑 ・保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・加入した健康保険の保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・保護開始決定通知書
	死亡したとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・死亡を証明するもの
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	・印鑑 ・本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・在学証明書など

国民健康保険税

問 町民課 住民税係 ☎82-1011

■ 保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。



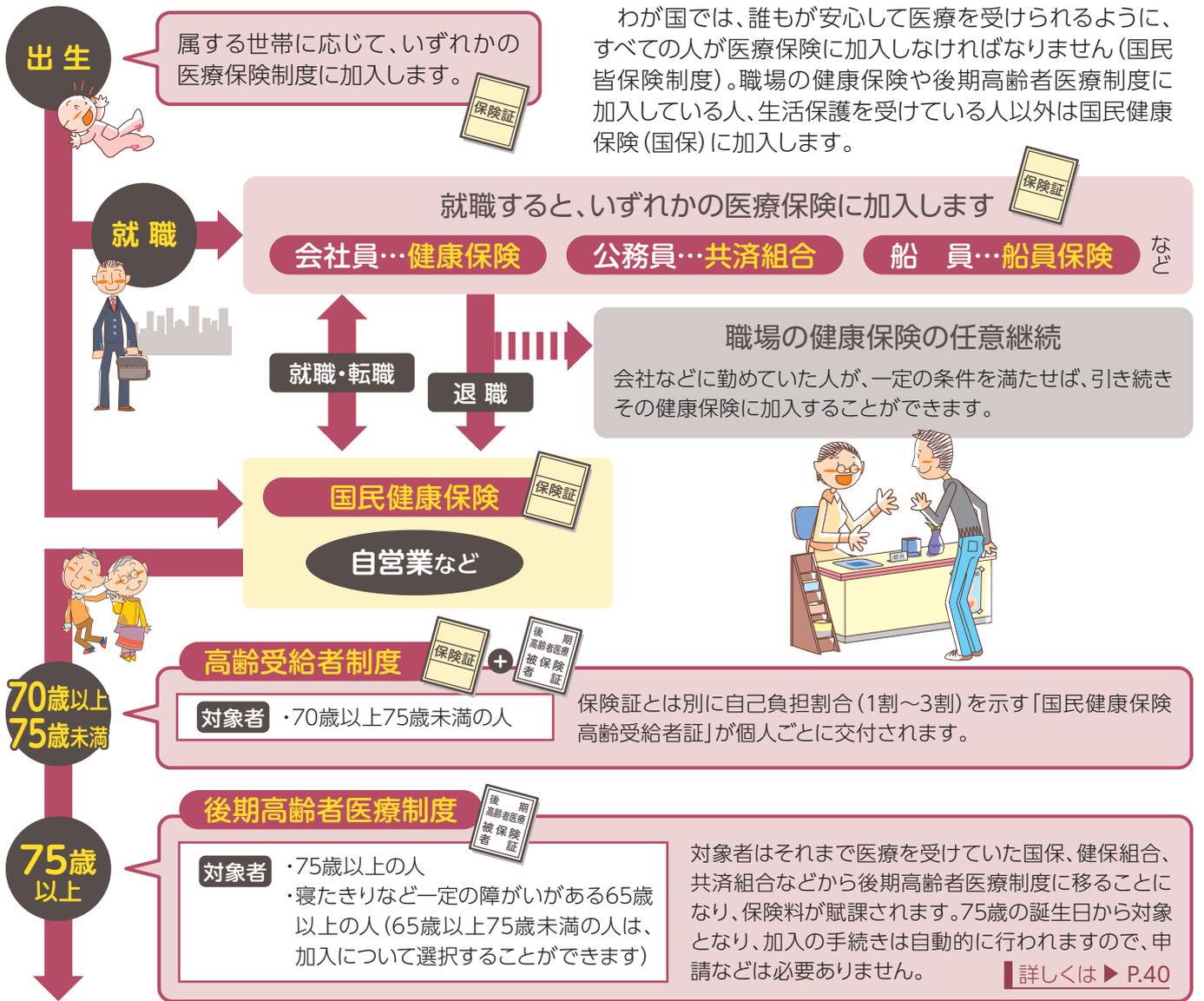
⚠ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。



あなたの生涯と医療保険

問 町民課 国保消費生活係 ☎82-1011



保険・年金

国民健康保険で受けられる給付

問 町民課 国保消費生活係 ☎82-1011

国保に加入していると、医療機関や薬局にかかったときの医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。

病気やけがで受診したとき

医療機関の窓口で保険証を提示すれば、自己負担割合に応じた一部負担金を支払うことで医療を受けることができます。

- 診察・検査 ●病気やけがの治療
- 薬や注射などの処置 ●入院および看護
- 在宅療養(かかりつけ医による訪問診療)

病気やけがで入院したとき

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、標準負担金を負担します。

あとで払い戻されるとき(療養費の支給)

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、申請して審査で認められれば、自己負担を除いた額があとから支給されます。

- 保険証を持たずに診療を受けたとき
- 手術などで輸血に用いた生血代*
- コルセットなどの治療装具代*
- 柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージの施術代*
- 海外渡航中に受けた治療代(治療目的の渡航を除く)
*医師が必要と認めた場合



子どもが生まれたとき(出産育児一時金)

被保険者が出産したとき、出産育児一時金42万円が支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。
▶子育て(P.31)へ

死亡したとき(葬祭費)

加入者が亡くなったときに、葬祭を行った人に5万円が支給されます。なお、国保以外の他の健康保険の資格喪失後3か月以内の死亡については、加入していた他の健康保険から支給される場合があります。

移送費がかかったとき(移送費)

緊急でやむを得ず、医師の指示により重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して審査で認められれば、移送に要した費用が支給されます。

交通事故などにあつたとき

交通事故など他人の行為(第三者行為)によってけがなどをした場合は本来、その費用は加害者が負担すべきものですが、被害者が希望すれば、届出を行うことで、国保で診療を受けられます。

医療費が高額になったとき(高額療養費)

重い病気や大きな手術などで保険診療を受け、1か月の一部負担金の額が自己負担限度額を超えた場合、申請により高額療養費が支給されます。また、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関へ提示することにより、医療機関の窓口での支払いが限度額までとなる制度もあります。

高額介護合算療養費

同世帯内で、国民健康保険と介護保険のそれぞれの自己負担額(8月受診～7月受診の1年分、またその期間の高額療養費相当分を除く)を合算した金額が、一定の基準を超えた場合は、申請により、超えた額が支給されます。

後期高齢者医療制度

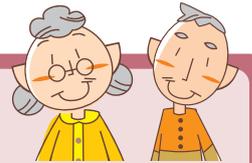
問 町民課 国保消費生活係 ☎82-1011

制度のしくみ

後期高齢者医療制度の運営は、岡山県内のすべての市町村が加入する「岡山県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者(岡山県内に居住の人)

- 75歳以上の人 75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある人で、申請により広域連合の障がい認定を受けた人 認定を受けた日から加入します。障がい認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



被保険者証



- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠ 有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を矢掛町の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になる人

75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。

障がい認定の人

認定後速やかにお届けします。

後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。

住所異動された人

住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある人は、担当窓口にお申し出ください。

定期更新

毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて納めていただきます。

均等割額

被保険者全員が均等に負担

+

所得割額

被保険者の所得に応じて負担

=

年間保険料

4月から翌年3月までを1年間

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。

※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。



保険料の納め方

保険料は、原則として公的年金から天引きされます。

特別徴収

受給する公的年金からの天引き

次に該当する人

- ①公的年金受給額が年額18万円以上の人
- ②介護保険料が公的年金から天引きされ、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が公的年金受給額の1/2以下の人

納付方法の変更

保険料の納め方を特別徴収から普通徴収に変更できます。変更を希望する場合は、申出書などの提出が必要です。

普通徴収

町から送付される納付書または口座振替により納付

次のいずれかに該当する人

- ①特別徴収の事由に該当しない人
- ②75歳になったばかりの人や、他市区町村から引越したばかりの人

※年金を複数受給されている人は、年金の種別により、天引きする優先順位があります。

国民年金

問 町民課 国保消費生活係 ☎82-1011

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者

第1号被保険者



- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく全国一律です!

第2号被保険者



厚生年金や共済組合に加入している人

- 会社員
- 公務員

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。

第3号被保険者



第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻

任意加入者

次の場合は希望により加入することができます。

- ①60歳以上65歳未満の人
- ②65歳以上70歳未満で年金の受給権がない人
- ③外国に住む20歳以上65歳未満の日本人

国民年金の給付と種類

種類	給付内容
基礎年金	老齢基礎年金 国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が25年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金 国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。 ※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金 国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる妻または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金 付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金 保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

保険・年金

こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

	“このようなとき”具体例	手続きに必要なもの	期間
加入するとき	20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者は除く)	・印鑑	
加入しているとき	加入者が死亡したとき	・年金手帳・印鑑など	14日以内
	住所の変更(転入時)	・年金手帳・印鑑	
	厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	・年金手帳・印鑑 ・扶養抹消年月日がわかる書類など	
	会社など退職したとき	・年金手帳・印鑑・退職日のわかる書類	
	年金を受けようとするとき	・年金手帳・印鑑・住民票・戸籍謄本など	受給対象になったとき
年金を受けているとき	引き続き年金を受けようとするとき (住民票コードが確認できている人は不要)	・受給者現況届・印鑑	誕生月または指定された日
	年金を受けていた人が死亡したとき	・国民年金証書・印鑑・戸籍謄本など	14日以内
	住所・氏名の変更	・国民年金証書・印鑑など	

保険料の免除制度があります **まずは申請を!**

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。

学生納付特例制度

学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。

若年者納付猶予制度

30歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。





健康・福祉

住民健診

問 保健福祉課 健康管理センター ☎82-1013

矢掛町の住民健診は、集団健診で実施しています。

集団健診 毎年8月ごろに、各地区で実施します。



検診項目	対象者	検査内容
特定健診	40歳～74歳の国保加入者	身長・体重・腹囲・血圧測定、血液(脂質・肝機能・腎機能・血糖・貧血)・尿検査、心電図検査、眼底検査、診察
後期高齢者健診	後期高齢者医療加入者	
肝炎ウイルス検査	40歳以上で、以前に検査を受けた人および現在治療中の人を除く	血液検査 (B型肝炎ウイルス検査) (C型肝炎ウイルス検査)
大腸がん検診	40歳以上の人	検便(潜血反応)
胃がん検診	40歳以上の人	胃部X線撮影(バリウム)
結核・肺がん検診	40歳以上の人	ヘリカルCTまたは胸部X線撮影・希望により喀痰検査 65歳以上の方は、結核検診も合わせて行います。
前立腺がん検診	60歳以上の男性	血液検査(PSA)
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	視診・子宮頸部細胞診
乳がん検診	30歳以上の女性	視診・触診、超音波、40歳以上の人のみ乳房X線撮影(マンモグラフィ) (原則1方向)



健康・福祉

40歳～74歳の方へ 特定健診の受診を

本町国保では、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に的を絞った健診(特定健診)を行い、その結果に基づいて、メタボリックシンドロームの改善・予防のための支援(特定保健指導)を行っています。対象者の皆さんには、事前に受診券を送付しています。ぜひご利用ください。



MEMO

.....

.....

.....

.....



成人のための保健事業

健康教育

事業内容 生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話および実習

健康相談

事業内容 糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な人へ保健師や栄養士による健康・栄養・運動に関する相談

住民健診

事業内容 特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、肝炎ウイルス検査、結核検診

講演会

事業内容 がん予防や生活習慣病予防に関する講演会

訪問指導

事業内容 糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な人へ保健師・栄養士による健康・栄養・運動などの訪問指導、重複頻回受診者

インフルエンザ予防接種

事業内容 65歳以上の人および60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人(医師が認めた人)の希望者に対し一部自己負担で実施

高齢者肺炎球菌

事業内容 65歳以上の高齢者および心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人(内部障がい者手帳保有者)の希望者に対し一部自己負担で実施(助成は1度限り)

その他

献血

事業内容 移動献血車により町内で実施(定期献血:年3回)

休日当番医

事業内容 日曜・祝日・年末年始は、笠岡医師会が当番制で診療しています

このほかにも、保健福祉課健康管理センターでは健康や栄養、運動に関する教室や相談などを行っています。
詳しい内容や日程は、毎月発行する広報紙に掲載しています。



健康・福祉

重複・頻回受診者に対して保健指導を行っています

増え続ける国民健康保険(国保)の医療費適正化に向け、矢掛町では、同じ疾患で複数の医療機関を受診している、または、月に15日以上受診している国保加入者を対象に保健福祉課健康管理センターの保健師・管理栄養士等が訪問指導を実施しています。重複する検査や投薬が体に悪影響を与えます。

国保は、皆さんの保険料で成り立っています。国保料の値上げを少しでも遅らせるため、医療機関受診の適正化にご協力をお願いします。

「一人一人ができること」を実践しましょう!!

- ・お薬手帳をもつ(余分な薬をもらうことを防げます)
- ・年に1回必ず特定健診を受ける(40~74歳の国保加入者)
- ・かかりつけ医を持つ(待ち時間が短く体への負担が軽減されます)
- ・緊急時以外は、休日・夜間の受診を控える(休日・夜間は医療費が高く設定されています)
- ・安くても効き目は同じジェネリック医薬品を選択する
- ・子どもの急な病気で心配な時は、小児救急電話(#8000)を利用する
- ・かかりつけ薬局を持つ



みんなで支えあう制度です

矢掛町の介護保険制度は、矢掛町が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

矢掛町(保険者)

介護保険制度の運営は、矢掛町が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

要介護認定の申請・保険料の納付

被保険者証の交付・要介護認定

矢掛町地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援など

社会福祉士

ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者
65歳以上の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、矢掛町の認定を受け、サービスを利用します。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書に基づき、保険料を個別に納めます。

第2号被保険者
40歳以上
65歳未満の人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、矢掛町の認定を受け、サービスを利用します。

医療保険に加入している人

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

サービスの提供

利用料の支払い



広 告

● 介護保険サービス
通い・訪問・泊まりを使って
在宅での生活を柔軟にサポート!!
地域密着型サービス

小規模多機能ホーム
ほろほろ

小規模多機能ホームほろほろは認知症になっても、住み慣れた自宅や、それまでの関係や繋がりを断ち切らないで生活の継続ができるよう、安心を提供する地域でNo.1の事業所を目指しています。

矢掛町小林2-7番地
☎(0866)822277

株式会社 かむらど
http://kamurado.com
E-mail:info@kamurado.com

あなたの笑顔を応援したい

随時、見学できますのでお気軽にお立ち寄り下さい!

星成デイサービスセンター
しらゆり

● 対象者 /
介護保険対象の方(要支援1・2, 要介護1~5)の方
矢掛町東三成2039-1

TEL.0866-82-1420
FAX.0866-82-0662 (休日/土曜日・日曜日)



要介護認定までの流れ

問 保健福祉課 介護保険係 ☎82-1013

サービスを利用するためには、申請をして「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定申請

サービスの利用を希望する人は、保健福祉課介護保険係で認定申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 医療保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
- 代行者などの人の場合は、印鑑をご持参ください。

調査と審査

訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し、心身の状況などを調査します。

主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1
- 要支援2
- 要支援1
- 非該当

原則として申請から30日以内に結果通知書と被保険者証を郵送します。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

介護サービス(要介護1~5)

自分らしい、自立した生活を送ることを目標として、介護サービスが利用できます。

介護予防サービス(要支援1・2)

心身の状態の維持・改善を目指し、適切な介護予防のサービスが利用できます。

介護予防・日常生活支援総合事業

矢掛町が行う介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。介護保険サービスは利用できません。

広 告

OSKデイサービス
健幸プラザ やかげ
 Healthy Life Happy Life

OSKデイサービスは
 スポーツクラブが運営する！
 “リハビリ型”通所介護施設です。



月曜日～金曜日(定休日は土日)
 矢掛町西川面268-1

TEL 0866-83-2700
FAX 0866-83-2707

笑顔が集まるわたしのお家
 自分らしく穏やかな暮らしを...

通って元気で笑顔になれる
デイサービス本陣

ひとりでも安心して暮らせる
ロマン館

笑顔いっぱい暮らせる
グループホーム本陣

矢掛町矢掛 2557 TEL0866-82-5010
 有限会社本陣会 FAX0866-82-5011
<http://www.honjinkai.co.jp>

遙照山の麓にあり、
 施設からの眺めは最高です！

- ・特別養護老人ホーム(定員:70名)
- ・ショートステイ(定員:20名)
- ・デイサービスセンター(定員:40名)
- ・ケアハウス(定員:13名)
- ・居宅介護支援センター

施設入所ご希望の方、
 施設見学ご希望の方はご連絡下さい。

社会福祉法人
 メルヘンドルフ福祉会
矢掛荘
 〒714-1214 岡山県小田郡矢掛町南山田3044-12
TEL.0866-83-1200 FAX.0866-83-1201



東タクシー・
ケアサービス ひまわり



矢掛町小田6699-1
TEL(0866)84-8087
FAX(0866)84-8074



介護保険サービス

☎ 保健福祉課 介護保険係 ☎82-1013



介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

①～⑪は事前にケアマネジャーに相談、⑫～⑬は直接施設に相談となります。

自宅で受ける



- ①訪問介護 (ホームヘルプ) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。
- ②訪問入浴介護 移動入浴車などで家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。
- ③訪問看護 疾患などを抱えている人へ、看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
- ④訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。
- ⑤居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、居宅を訪問し、栄養上の管理や指導をします。

生活環境を整えるサービス



- ⑨福祉用具貸与 日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。
- ⑩福祉用具購入 自分で入浴や排泄などに使用する福祉用具を指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。(事前に申請が必要)
- ⑪住宅改修 手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

施設に通う



- ⑥通所介護 (デイサービス) デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。
- ⑦通所リハビリテーション (デイケア) 老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、リハビリテーションなどが日帰りで受けられます。

施設サービス



- ⑫介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が対象の施設です。
- ⑬介護老人保健施設(老人保健施設) 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。
- ⑭介護療養型医療施設 病状は安定しているものの、長期間にわたり療養や医療が必要な人が対象の施設です。

短期の入所



- ⑮短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

地域密着型サービス



- 住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。(原則、利用者は、町内在住者に限る) サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。
- ⑯認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ⑰小規模多機能型居宅介護

健康・福祉

障がい者福祉

☎ 保健福祉課 福祉推進係 ☎82-1013



障がいのある人の福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者手帳、または特定疾患医療受給者証をお持ちの人が対象のサービスです。手帳の取得については、保健福祉課福祉推進係へご相談ください。

身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA、Bがあります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届出を!

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき(再申請により障がい等級が変更することがあります)
- 本人が死亡したとき

《受付窓口は、保健福祉課福祉推進係》

各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。なお、障がいの程度、本人および扶養義務者の所得などの支給要件があります。



サービス一覧

以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

身 身体障害者手帳 **療** 療育手帳 **精** 精神障害者保健福祉手帳
 ※各種手帳などをお持ちでない人も、サービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

サービスの種類	内容	お持ちの手帳が対象となるサービス		
補装具費の支給	支給要件に該当する人に対して、補装具(補聴器、義足、義肢、車いすなど)の購入費または修理費の支給を行います。	身	-	-
日常生活用具の給付	支給要件に該当する人に対して、日常生活用具、ストマ用装具、紙おむつなどの支給を行います。	身	療	-
自立支援医療費(更生医療)の支給	支給要件に該当する人(18歳以上)が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。	身	-	-
自立支援医療費(育成医療)の支給	身体に障がいや病気がある児童(18歳未満)に対して、生活の能力を得るために必要な医療費を支給します。			
自立支援医療費(精神通院医療)の支給	在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。			
自立支援給付(障害福祉サービス)および地域生活支援事業	障がいのある人々が、障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度や社会活動、介護者や住居などの状況をふまえ、必要な支援を行います。 <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 33%; padding: 5px;"> 障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付) 療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など </div> <div style="width: 33%; padding: 5px;"> 日中活動系サービス 施設入所支援・共同生活援助(グループホーム)など </div> <div style="width: 33%; padding: 5px;"> 居住系サービス 訪問系サービス 居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護など </div> <div style="width: 33%; padding: 5px;"> 地域生活支援事業 日中一時支援事業・移動支援事業等・自動車運転免許の取得費および自動車改造費の助成など </div> </div>			
障害児通所給付	児童発達支援………小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 放課後等デイサービス…学校(幼稚園、大学除く)に就学中の障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。			
各種割引制度	身体・精神障害者手帳および療育手帳の交付を受けている人は、バス運賃や有料道路通行料、NHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。	身	療	精
難病者等給付金	人工透析および特定疾病者に対して給付金(1か月あたり3,000円)を支給します。			

健康・福祉



告 白



社会福祉法人

あすなる園

就労継続支援B型 あすなる園
 やかげ地域生活支援センター
 岡山県小田郡矢掛町矢掛
TEL/FAX(0866)82-0157
<http://v1.yct.ne.jp/~asu-naro/>



心身障害者医療費の助成

☎ 保健福祉課 福祉推進係 ☎82-1013

重度の障がいがある人の保険診療での医療費の自己負担分を一部助成します。

◆自己負担割合

入院・外来 1割

※世帯の所得に応じて月額自己負担限度額が設定されています。

◆対象者

所得制限内の人で次の①～③のいずれかの要件を満たす人

①1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている人

②療育手帳Aの交付を受けている人

③3級の身体障害者手帳と療育手帳Bの交付を受けている人

※要件を満たしている場合でも、65歳以上で新たに該当する人は対象となりません。

特別障害者手当

☎ 保健福祉課 福祉推進係 ☎82-1013

心身に重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別な介護の必要がある在宅の人に対して支給されます。

※申請者とその配偶者・扶養義務者の所得制限があります

※日本国内に住所がないときや、施設に入所しているときなどは対象になりません

※申請により却下となる場合もあります

矢掛町地域包括支援センター

☎ 保健福祉課 地域包括支援センター ☎82-1013

矢掛町地域包括支援センターは高齢者の皆さんの生活をサポートします。



介護予防教室に参加したい

介護予防ケアマネジメント

皆さんの心身の状態にあわせて、介護予防の支援をします。



最近物忘れがひどくなってきて

総合相談・支援

介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口です。



悪質な訪問販売で困ってる

権利擁護

毎日安心して生活できるように、情報提供や相談をお受けします。



これからもこの街で暮らしていきたい

包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域包括支援センターでは介護予防対策として高齢者の状態に応じた介護サービスなど、さまざまなサービスを提供しています。

総合相談

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

介護予防支援(要支援1・2)

要支援者を対象に介護予防ケアプランを作成します。

介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防教室
高齢者の筋力アップ、認知症予防・口腔・栄養改善のための教室を開催しています。
- 介護者の集い
介護者の心身の元気回復を目的に、在宅介護をしている家族を対象にした勉強会・情報交換会を開催しています。

権利擁護

高齢者の虐待に関する相談、成年後見制度の紹介・利用支援を行っています。



サービス一覧

矢掛町では、高齢となっても安心して生活できるよう、さまざまな支援制度を設けています。これらのサービスには申請が必要ですので、希望する人は申請をしてください。

サービスの種類	内容	対象者
緊急通報装置	緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機などの設置・貸与を行います。(利用料 900円/月)	緊急時に援助を必要とする65歳以上の一人暮らしの人
高齢者見守りセンサーシステム	見守りセンサーで自宅で生活する高齢者の緊急時対応、見守り(家族の閲覧が可能)を行います。	・65歳以上の一人暮らしの人 ・85歳以上の高齢者のみの世帯
位置情報サービス	認知症などで徘徊行動のある人へのGPS装置購入費の一部を補助します。	・65歳以上の認知症高齢者で、著しい徘徊等問題行動が6か月以上継続している人 ・知的・精神障がい、著しい徘徊等問題行動が6か月以上継続している人 次の①～③いずれかの条件を満たす、町民税非課税世帯の人
福祉タクシー助成	外出や移動困難な人に利用券(600円×2枚/月)を交付します。	①身体障害者手帳1・2級所持者 ②療育手帳A所持者 ③65歳以上の高齢者
配食サービス	希望する曜日にお弁当を配達します。(町が1食当たり220円を補助。週4食まで)	65歳以上の一人暮らしの人および高齢者世帯、調理が困難な人、町民税非課税世帯の人。
ねたきり老人等介護手当	日常生活に介護の必要な人を介護している人に、介護手当を支給します。	6か月以上、寝たきり老人など(要介護4または5)を介護している家族の人
寝具乾燥サービス	寝具を回収し、洗濯・乾燥・消毒を行う費用の9割を助成します。(年1回、上限4,200円)	次の①～③すべての条件を満たす、町民税非課税世帯の人 ①65歳以上の人のみ、または障がい者のみの世帯の人 ②高齢、心身の障がいおよび疾病などで寝具類の衛生管理が困難な人 ③町内に住所を有し、ケアハウスなどに入所していない人

生活保護

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。



健康・福祉

広告



矢掛町高齢者の「困った!」にお応えします。

高齢者生活支援サービス

何でも屋 せながき

- 各種代行サービス/食料品、日用品の買い物等
- 各種同行サービス/病院、買い物、お墓参り等のお出かけ
- 各種お手伝い・雑用サービス/草取り、庭木の剪定、お部屋の片付け等

お気軽に何でもご相談ください

TEL・FAX 0866-63-4966

予約制 福祉タクシー

- ご利用できる方/要支援・要介護認定者、身体障害者手帳をお持ちの方、及びその付添人など
- 営業時間/月～土曜日 8:30～17:30

介護資格を
持っている
運転士です



株式会社 かむらど

矢掛町矢掛2972-3 <http://kamurado.com>





環境・相談

ごみ

問 町民課 住民環境係 ☎82-1011

①決まったごみを ②決まった日に ③決まった場所に

ごみはきちんと分別して収集日の朝8時までに出してください。

(地区の指定時間があればそれに従ってください)

- ごみステーションなどの周りは、隣近所の迷惑にならないように、いつも清潔にしましょう。
- 前日には絶対出さないでください。猫やカラスが食い散らかし、ステーション付近が汚くなります。
- 家電製品・自転車などは、なるべく買い換えの時に引き取ってもらいましょう。
- 「矢掛町くらしのカレンダー」を確認して収集日に出してください。「矢掛町くらしのカレンダー」は年1回、3月に広報紙と一緒に配布しています。

〈ごみステーション以外へ捨てるごみ〉

種類	搬入場所	搬入可能な日時	搬入方法
可燃ごみ	井原クリーンセンター ☎(0866)62-3341	●毎週月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～16:00 ●毎月第1・3木曜日(祝日を除く) 9:00～21:00	直接施設へ
不燃ごみ	井笠広域資源化センター ☎(0865)66-4788	●毎週火曜日・木曜日(祝日を除く) 9:00～12:00 ●毎月第4日曜日 8:30～12:00、13:00～15:00	役場で現物確認のうえ許可証を発行します。許可証を持って施設へ
ガレキ類	矢掛不燃物投棄場 ☎(0866)82-1099	●毎週火・金・日曜日(年末年始を除く) 9:00～16:00	直接施設へ

各種補助制度

ごみ減量化を推進するため、さまざまな補助制度を設けています。希望する人は、事前に町民課住民環境係へお問い合わせください。

- 自動生ごみ処理機設置費補助金
補助額:購入費の2分の1の額
上限:20,000円
- 生ごみ処理容器設置費補助金
補助額:購入費の2分の1の額
上限:3,000円
- 資源回収推進団体補助金
対象:資源回収を行う町内の自治会・町内会、子ども会、学校などの団体
補助額:回収した資源1kgあたり5円
※団体登録には、年度ごとの申請が必要です。

広 告

し尿汲取り
浄化槽の維持管理、清掃
ブロウ(エアポンプ)修理
トイレのつまり
台所マス(クリーンマス)の清掃
他、承ります



柏本産業(有)
矢掛町矢掛2508-1
TEL(0866)83-1333

★ ★ ★ M E M O ★ ★ ★

.....

.....

.....

.....

.....




環境・相談



水道を使い始めたり止めたりするときは、届出が必要です。

水道の利用開始と休止

引っ越しが決まったら…

開始、転入の場合



開始(開栓)届
使用者変更届の提出

必要なもの

- ・印鑑・開栓手数料

転居する場合

必要なもの

- ・新居の開始届 ・もとの家の中止届
の両方を提出してください。

休止、転出の場合



中止(閉栓)届
使用者変更届の提出

必要なもの

- ・印鑑
・閉栓手数料

引っ越しの日の1週間前を目安に、
届出の提出をお願いします

下記の必要事項についてご記入ください。

- 1 住所・氏名
- 2 利用開始予定日
- 3 電話番号



⚠ 届出を行わずに無断で使用された
場合、停水処分となることがあります。

- 1 現住所・契約者氏名・電話番号
- 2 引っ越し予定日(最後に使用する日)
- 3 引っ越し先の住所・電話番号

退出時までの料金を、計算し
て支払います。

⚠ 届出を行わずに転出・転居された
場合、その後の使用量の負担が生じ
る場合があります。

水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用
量に基づいて算定します。

(詳しい計算方法については、矢掛町ホーム
ページをご覧ください。)

- 水道料金を指定納期限内にお支払いいた
だけない場合、給水を停止することがあ
りますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、下水道使用料とあわせて2か
月に1回となっています。

下記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 役場会計課
- 2 上下水道課窓口
- 3 取扱金融機関

中国銀行・広島銀行・トマト銀行・笠岡信
用組合・倉敷かさや農業協同組合

料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです!

取扱金融機関または郵便局にてお申し込みください。
必要なもの:通帳、通帳届出印

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉
めましょう。その後、水道メーターのパイ
ロットマークを調べ、少しでも回っていたら
どこかで水が漏れていることになります。



パイロット
メーター表示部

➡ すぐ矢掛町指定の
給水装置工事事
業者へ修理を依頼
してください。



水洗化で快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域にお住まいで、下水道の接続をされていない人は、早めに接続工事をお願いします。

宅内排水設備工事について

宅内の排水設備の新設、増設、撤去、修理等は、矢掛町が指定した「矢掛町下水道排水設備指定工事店」に依頼してください。指定工事店以外が矢掛町内の排水設備工事を行うことはできません。

下水道使用料

下水道使用料は、使用水量に応じて算定されます。使用料の支払いは2か月ごとで、**上水道の料金と一緒に請求します**。使用料は、納期限内にお支払いください。なお、支払いには便利な口座振替をご利用ください。

こんな場合は手続きを

次のような場合には印鑑を準備して、手続きをしてください。

- 転入、転出をされる時
- 使用者や受益者が変わるとき
- 井戸水使用や井戸水併用使用をしている世帯の人数が変わるとき

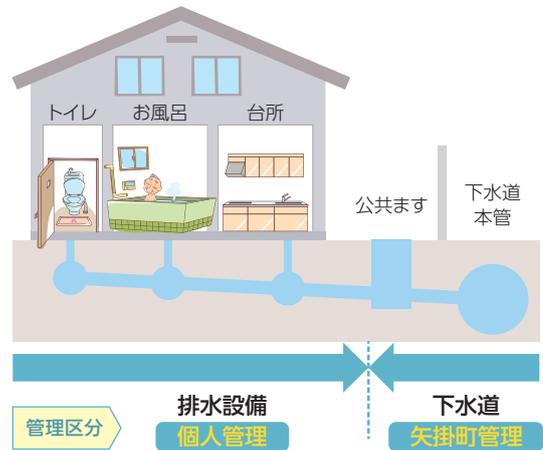
小型合併処理浄化槽

矢掛町では、公共下水道事業認可区域外および農業集落排水処理区域外に浄化槽を設置する場合、補助金を交付しています。補助金を受けようとする人は、浄化槽を設置する前にお申し出ください。



排水設備の維持管理は

家庭からの汚水を下水道に流すために、宅地内に設置されたますや排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※水洗トイレではトイレトーパーを使ってください。おむつや生理用品等は絶対に流さないでください。

もしも下水道が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場などが詰まったとき)



矢掛町下水道排水設備指定工事店にご連絡ください。



犬の登録・狂犬病予防接種

岡 町民課 住民環境係 ☎82-1011

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届出、登録事項変更の届出は必ず行ってください。

<p>犬を飼った</p> <p>登録を申請 鑑札の交付</p> <p>(生後90日以内の犬は、 生後90日を経過した日)</p> <p>登録は犬の生涯に一度です</p> <p>登録手数料 3,000円</p>	<p>狂犬病予防注射 狂犬病予防注射済票交付の手続き</p> <p>年に1回 (3月2日～翌年3月1日まで)</p> <p>予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。</p> <p>91日以上たったら 犬が生後</p> <p>交付手数料 550円</p>	<p>死亡の連絡</p> <p>必要なもの</p> <p>特にありません。 (町民課住民環境係へご連絡ください。登録を抹消します。)</p> <p>犬が死亡した</p>
<p>登録手続きができる場所</p> <p>1 町民課住民環境係 2 狂犬病予防注射集団接種会場またはお近くの動物病院 もしくは獣医師 (毎年4月～5月の間に実施)</p>	<p>交付手続きができる場所</p> <p>1での交付手続きには動物病院が発行する狂犬病予防注射済証明書が必要です。</p>	<p>連絡先</p> <p>町民課住民環境係</p>
<p>飼い主が変わった・引っ越した</p> <p>登録事項の変更届出書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 矢掛町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ● 犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。 		

各種相談

お困りの時には、一人で悩まず、話を聞かせてください。

※は、祝祭日・年末年始を除く。

相談内容	相談窓口	電話番号	日時
消費者相談	矢掛町消費生活相談窓口	☎0866-82-1011	月～金/8:30～17:15 ※
	岡山県消費生活センター	☎086-226-0999	火～日/ 9:00～12:00 13:00～17:00 ※
人生相談	みんなの人権110番	☎0570-003-110	月～金/8:30～17:15
	子どもの人権110番	☎0120-007-110	月～金/8:30～17:15
	女性の人権ホットライン	☎0570-070-810	月～金/8:30～17:15
警察相談	警察相談 かけて安心	#9110 ☎086-233-0110	年中無休/24時間対応
教育相談	矢掛町教育相談室	☎0866-82-2000	月～金/9:00～12:00 ※
	適応指導教室 ひまわりの家	☎0866-82-1825	月～金/9:00～12:00 ※
少年についての相談	ヤングテレフォン・いじめ110番	☎086-231-3741	年中無休/24時間対応

広 告



IKASA ANIMAL MEDICAL CENTER

診察時間 9:00～12:00
15:00～19:00
休診日：日曜・祝日

**井笠動物医療センター
小出動物病院**

矢掛町東三成 (国道486線沿い)

ワンちゃんニャンちゃん

☎ (0866) 83-1323

公益社団法人 日本警察犬協会
岡山警察本部嘱託

矢掛警察犬訓練所

公認訓練士 北川由加
矢掛町内田 1443-8
TEL 0866-84-8488

トリミングもやっています!

動物取扱業登録 第12040062号(訓練)H19.6.4～H29.6.3 北川由加
<http://yakage-dog.com/>



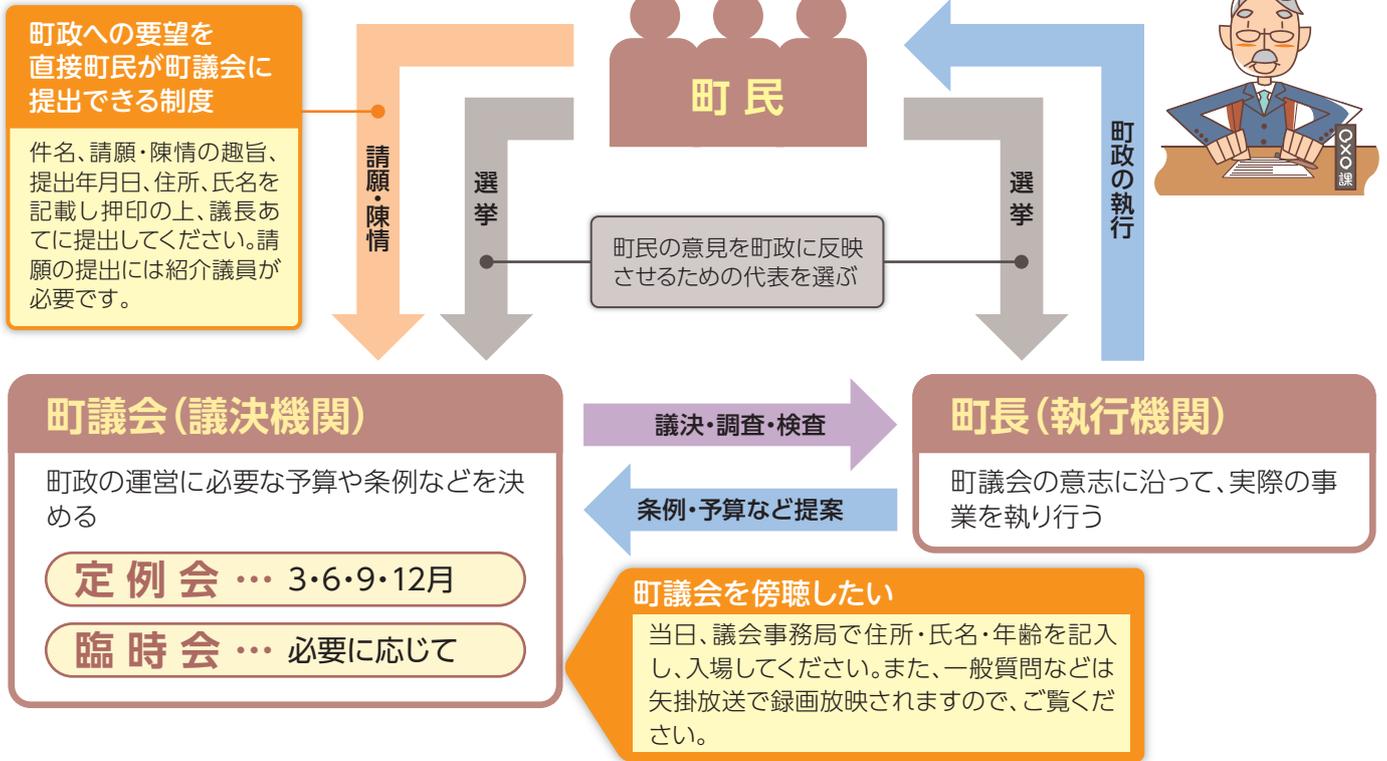


議会・選挙・監査

町議会のしくみ

問 議会事務局 ☎82-1119

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



議会・選挙・監査

■ 常任委員会

総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、予算決算常任委員会の3委員会があり、議会で付託された議案、請願、陳情などの詳しい審査、委員会所管事項の調査などを行います。

各常任委員会の所管事項	
総務文教常任委員会	総務企画課、町民課、教育委員会、介護老人保健施設、国民健康保険病院、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員の所管に関する事項および他の委員会の所管に属しない事項
産業福祉常任委員会	保健福祉課、建設課、産業観光課、上下水道課および農業委員会の所管に関する事項
予算決算常任委員会	予算決算に関する事項、予算決算等町財政に関する事項

■ 議会運営委員会

議会を円滑に運営するための協議や所管事項（議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項）の調査などを行います。

■ 特別委員会

当面する重要な問題について調査・研究を行います。



満20歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

選挙人名簿の調製

選挙人名簿には、次の要件を満たしている人が登録されます。

- 満20歳以上の日本国民
- 転入の届出をした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記載されていること。

登録の時期は、次のとおりです。

定時登録

毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、2日に登録します。

選挙時登録

選挙の都度、基準日および登録日を定めて登録します。

選挙の管理・執行

● **国政選挙**

衆議院議員選挙・参議院議員選挙

● **地方選挙**

県知事選挙・県議会議員選挙・町長選挙・町議会議員選挙

● **その他の選挙**

農業委員会委員選挙・土地改良区総代選挙

※衆議院議員選挙の際、最高裁判所裁判官の国民審査が行われる場合があります。

■ こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない人	期日前投票所	矢掛町役場内に設置される期日前投票所をご利用ください。
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない人	他の市区町村や指定病院など	郵送等に時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。
郵便投票	「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの人のうち、障がいの種別や程度が要件を満たしている人	自宅	この制度を利用される場合は、事前に「郵便投票証明書」の交付が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。
代理投票	病気やけがのため、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載できない人	投票所 期日前投票所	投票所の職員がその人に代わって候補者名等を代筆します。本人に代わって代理の人が投票するものではありません。



議会・選挙・監査

監査は、町の行財政運営が公正で合理的、かつ効率的に行われているかについて監督し、その結果を町民に公表する制度です。監査委員は、財務管理や行政運営に精通した人および議会議員のうちから各1人、議会の同意を得て選任され、主な業務として、定期監査、例月出納検査、決算審査、基金運用状況審査や行政監査、住民監査請求に基づく監査などを行います。

★ ★ M E M O ★ ★

.....

.....

.....

.....





公共施設

その他の公共施設については、矢掛町ガイドへも掲載しています。

やかげ文化センター



754席収容のホール・図書館・視聴覚室などを備えた文化交流施設。また古文書室は、矢掛町ならではの文献・資料が充実しています。

開館時間	9:00~17:00 (施設の使用がある場合は、22:00まで)
休館日	月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)、 年末年始、祝日の翌日
所在地	矢掛町矢掛2677-1
問い合わせ先	☎82-2100 有線0780

矢掛町立図書館



やかげ文化センター1階に位置する図書館。約10万冊の図書を収蔵可能。幅広い年齢層の要望にお応えします。

開館時間	10:00~19:00
休館日	月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)、 年末年始、祝日の翌日、館内特別整理日
所在地	矢掛町矢掛2677-1
問い合わせ先	☎82-2100 有線0630

矢掛町B&G海洋センター



アリーナ、トレーニングルーム、ミーティングルーム、上屋根付きプールなど海洋性スポーツ全般が楽しめます。特に屋内プールは温水と室内暖房により、季節を問わず利用できます。

開館時間	9:00~22:00 ※プールは9:00~21:00
休館日	月曜日、祝日の翌日(月曜日が祝日の場合は翌日のみ)、12月28日~1月5日
所在地	矢掛町西川面1307-3
問い合わせ先	☎83-1100 有線2620

嵐山公園



小田川を眼下に矢掛の町並みを一望できるこの公園は、春には桜が咲き乱れ、多くの花見客で賑わいます。また、ハイキングコースとしても楽しめます。

開館時間	矢掛町里山田1022-1
問い合わせ先	産業観光課 ☎82-1016

公共施設

広告

自動車・修理・販売
車検・自動車保険

お車のことならお気軽に

株式会社 矢掛自動車整備工場

矢掛町東川面7-1-1

TEL:0866-82-0577

かぐんち

矢掛町東川面675-4

TEL:0866-82-0588

心ふれあう素敵な旅は 素敵なバスで



北振バス株式会社

矢掛町東川面950-8

TEL.0866-83-1289

<矢掛旅行センター>

TEL.0866-84-0777

http://www.hokushin-bus.com



財団法人住宅リフォームセンター
増改築相談員(200242)

住
妹 尾 組

- ◆二級建築施工管理技士
- ◆一級左官工事技能士
- ◆一級屋根工事技能士
- ◆矢掛町下水道排水設備指定工事店

川面農産

ライスセンター 代表 妹尾久志

〒714-1222 小田郡矢掛町西川面2345

TEL(0866)83-0509 FAX (0866) 83-1568

Handy Phone 090-1185-1110



矢掛町健康管理センター



町民の健康管理、健康教育などを行う地域の健康増進のための施設です。エアロバイクをはじめ、16種29台のマシンがそろったトレーニングルームも完備しています。

開館時間	9:00～21:00 (ただし日曜日は9:00～17:00)
休館日	月曜日、国民の祝日、12月28日～1月4日
使用料	町内…100円 町外…300円 (トレーニングルームの使用時間は、1回につき2時間を限度とする)
所在地	矢掛町矢掛2977-1
問い合わせ先	☎82-1013 有線9630

宇内ホテル公園



星田川流域には初夏になると、ホテルの光が乱舞し、幻想的な風景を演出してくれます。せせらぎに沿ってさかのぼると、やがて美しい渓谷に入り、第二星田ダムへと行き着きます。

毎年6月には、「宇内ホテル観賞旬間」が行われています。

所在地	矢掛町宇内69
問い合わせ先	産業観光課 ☎82-1016

老人福祉センター



高齢者(原則65歳以上)の健康福祉増進や介護予防のため、利用していただける施設です。

開館時間	9:00～16:00
休館日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日
所在地	矢掛町矢掛3012-1
問い合わせ先	☎83-1170 有線0777

ネバーランドやかげ



ローラーすべり台や幼児用遊具、コンビネーション遊具のそろった公園です。

所在地	矢掛町矢掛2543
問い合わせ先	保健福祉課 ☎82-1013

公民館

生涯学習を推進するための拠点となる施設です。知識や教養を深めるための各種講座が設けられています。

館名	所在地	電話番号	有線
中央公民館 (やかげ文化センター)	矢掛2677-1	☎82-2100	0780
矢掛公民館 (矢掛会館)	矢掛3027-4	☎83-3576	0632
美川公民館 (美川生活改善センター)	下高末2926	☎83-3255	6464
三谷公民館 (三谷コミュニティセンター)	横谷1890	☎83-1700	7770
山田公民館 (山田会館)	南山田7-2	☎83-0123	8119
川面公民館 (鵜江会館)	西川面 1364-1	☎82-1707	4360
中川公民館 (中川町民会館)	本堀1718-2	☎83-1299	3299
小田公民館 (こうど会館)	小田4212-6	☎84-8409	2390



公共施設

